

令和4年3月23日

保護者様
地域関係者様

流山市青少年社会環境浄化事業
東部地区担当者

東部地区青少年ふれあい運動について

春分の候、各学校保護者様ならびに地域関係者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、青少年社会環境浄化事業（青少年ふれあい運動）は約40年前から行われており、流山市内各地域の学校の生徒指導担当教諭、PTA本部役員補導員、青少年相談員等が参加しております。

この青少年社会環境浄化事業は、青少年の健全育成のために、青少年にとってよりよい社会環境を整備するとともに、青少年を取り巻く大人たちの健全な養育態度の認識を深め、地域・家庭の教育力の向上を図ることをねらいとしています。

活動内容としては、①広報・啓発活動 ②店舗調査 ③集会活動 など地区の状況に合わせて活動を行っています。

その中で店舗調査は、地域の各店舗にご協力いただき、子どもたちの地域での様子を聞き取りやアンケートで答えていただいています。調査の結果から見えてきた流山市や東部地区の児童生徒の状況が以下のようにまとまりましたのでお知らせします。

【東部中学校区(東部中 東小 向小金) 調査結果まとめ】

(1) コンビニ

- 過去1年間に1件万引きがあった。警察保護者へ連絡を行い、品物を買って取り戻し、
厳重注意を行った。
- マナーの悪い中学生がいたので、退店を求めたことがあった。
- コロナ禍で来客が減り、子どもが万引きやたむろをすることもなく、店長が注意する場面も
なかった。

(2) スーパー

- 中高生の23時以降の入店が時々あった。
- 過去1年間に小・中学生の万引きを捕まえたケースがあった。コンビニ同様に保護者警察
に連絡をし、厳重注意をしたうえで、品物を買って取り戻した。
- 高校生にマナーの悪いケースが1件あった。内容としては「友人と大声で話す。」、「店舗
内を食べ歩く、ぶらつく、走り回る」といった場面が見られたので、迷惑にならないようにと声
かけをした。
- マナーの悪い小学生があった。具体例としては「商品を乱暴に扱う、食べこぼしの放置、

大声で話す、走り回る」といったもので、迷惑にならないように声かけをした。

(3)カラオケ店

- 23時以降の中学生の来店が時々あったが、禁止されていることを説明し、退店させた。
- 高校生による喫煙・不純異性交遊が1件あった。
- この1年間利用した小・中・高校生のマナーは普通であり健全な利用がほとんどである。

店舗から学校への連絡は少なく、直接警察に通報するので、店舗と学校と家庭と連携して子どもへ指導することが難しい状況にあります。子どもの失敗を学校、地域、家庭が連携して受け止め、子どもを育てていく視点が大切だと考えています。

ふれあい運動の調査結果をもとに、ご家庭でも、子どもたちの店舗の利用状況を把握すると共に、お子さんへの見守りや注意喚起を行っていただきますようお願いいたします。なお、ご協力いただきました地域の各店舗の皆様には、日頃のご協力に感謝申し上げます。引き続き子どもたちの安全、そして社会での成長を温かく見守っていただけると幸いです。